

新潟県林業土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

ページ	新条文(令和5年臨時改正(8月1日適用))							旧条文(令和5年4月1日)							改訂理由		
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	現行条文
	1	1	0	0	0	1	第1編	共通編	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	
	1	1	1	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則	
	1	1	1	1	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則	
	9	1	1	1	21	0	1-1-1-21	建設副産物	1	1	1	21	0	1	1-1-1-21	建設副産物	
	9	1	1	1	21	1~3		(略)	1	1	1	21	1~3		(略)		
10	1	1	1	1	21	4	1	4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	21	4	1	4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出、説明のうえ公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。	国交省共通仕様書に合わせた表記の修正(省令には、「提出する」ともにその内容を説明」とあるが、仕様書で「提出とは、書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと」としており、北陸地整の事務連絡の記載例に合わせた表記とする。) *土木部に準拠	
	1	1	1	1	21	5	1	5. 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。									諸法令の改定にともなう(再生資源省令 第5条)
10	1	1	1	1	21	6	1	6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	21	5	1	5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出、説明のうえ公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。	国交省共通仕様書に合わせた表記の修正(省令には、「提出する」ともにその内容を説明」とあるが、仕様書で「提出とは、書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと」としており、北陸地整の事務連絡の記載例に合わせた表記とする。) *土木部に準拠	
	1	1	1	1	21	7	1	7. 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。									諸法令の改定にともなう(指定副産物省 令第8条第3項、第4項、第8項)
	1	1	1	1	21	8	1	8. 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、第6項の再生資源利用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と第7項の確認結果を委託した搬出者 に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。									諸法令の改定にともなう(指定副産物省 令第8条第6項)
	1	1	1	1	21	9	1	9. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。									諸法令の改定にともなう(指定副産物省 令第6条、「受領書の写しを提出」は北陸地整の事務連絡の記載例に合わせた) *土木部に準拠
10	1	1	1	1	21	10	1	10. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。	1	1	1	21	5	1	6. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。	項目番号のみの修正	
10	1	1	1	1	21	11	1	11. 受注者は、最終請負額500万円以上の建設工事において、工事が完了した際に「再資源化等完了報告書」の提出をしなければならない。	1	1	1	21	5	1	7. 受注者は、最終請負額500万円以上の建設工事において、工事が完了した際に「再資源化等完了報告書」の提出をしなければならない。	項目番号のみの修正	